

川崎市社会教育委員の委嘱等について

1 川崎市社会教育委員の根拠

社会教育法（昭和24年法律第207号）

川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号）

川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）

2 委員の構成

（1）社会教育委員

定数 20人（川崎市社会教育委員条例第2条）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

（2）専門部会（教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館、日本民家園）

定数 10人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3）専門部会（有馬・野川生涯学習支援施設）

定数 8人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

（4）専門部会（青少年教育施設）

定数 15人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

3 委員の職務

（1）社会教育委員（社会教育法第17条）

- ・社会教育に関する諸計画を立案すること。
- ・定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- ・前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと

（2）専門部会（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

各施設の各種事業の企画実施又は事業運営について、調査審議を行う又は意見を述べること。

川崎市社会教育委員の委嘱等について

選出区分	新 委 員	現 委 員
	委嘱・任命期間 平成30年 7月4日から 平成32年 4月30日まで	委嘱・任命期間 平成30年 5月1日から 平成32年 4月30日まで
1号委員 (市内に設置された 学校の長)	氏 名	氏 名
	現職等	亀田 亮一
	氏 名	氏 名
	現職等	榎原 真也
	氏 名	氏 名
	現職等	高井 健次
	氏 名	氏 名
	現職等	影山 博史
	氏 名	氏 名
2号委員 (市内の社会教育関 係団体等から推薦さ れた者)	現職等	吉澤 慶太
	氏 名	氏 名
	現職等	嶋田 和明
	氏 名	氏 名
	現職等	城谷 護
	氏 名	氏 名
	現職等	丹野 典和
	氏 名	氏 名
	現職等	神本 一枝
	氏 名	氏 名
	現職等	保坂 政一
	氏 名	氏 名
現職等	町田 順文	
氏 名	氏 名	
現職等	新井 久三	
氏 名	氏 名	
現職等	宮越 隆夫	

選出区分	新 委 員		現 委 員	
	委嘱・任命期間 平成30年 7月4日から 平成32年 4月30日まで		委嘱・任命期間 平成30年 5月1日から 平成32年 4月30日まで	
3号委員 (市内在住の社会教育に関する経験を有する市民)	氏 名		氏 名	岡本 幹彦
	現職等		現職等	市民委員
	氏 名		氏 名	吉無田 ひろみ
	現職等		現職等	市民委員
4号委員 (学識経験者)	氏 名		氏 名	上田 幸夫
	現職等		現職等	日本体育大学体育学部教授
	氏 名		氏 名	西山 拓
	現職等		現職等	地域協働・社会教育研究者
	氏 名		氏 名	金 宝藍
	現職等		現職等	地域コミュニティ・市民活動研究者
	氏 名		氏 名	平川 景子
	現職等		現職等	明治大学文学部教授
5号委員 (市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者)	氏 名		氏 名	有北 いくこ
	現職等		現職等	特定非営利活動法人ままとんきっず代表
	氏 名		氏 名	奥平 亨
	現職等		現職等	株式会社絵本ナビ取締役